

降ひょう被害に対する支援策のお知らせ

該当される方は申請をお願いします。

【目的】

令和4年6月3日の降ひょう被害により、農作物の収穫量が減少した営農者に対し、農業生産力の維持や農業経営の安定を図ります。

【対象者】

降ひょうにより、そのほ場における※農作物の収穫量が30パーセント以上損失を受けた営農者で、今後も営農を継続する方。

※支援対象農作物は、販売目的で作付されていた露地野菜や果実です。

(今回の降ひょう被害では、米(稲)や農業用施設、自家消費で栽培している農作物などは支援対象外です。)

【支援内容】

① 埼玉県の制度による支援策

- ・病虫害の防除用農薬購入費、樹勢又は草勢の回復用肥料購入費の補助

(被害程度30%以上の損失を受けた農作物に対する支援)

- ・代替作又は次期作用種苗及び肥料購入費の補助

(被害程度70%以上の損失を受けた農作物に対する支援で、被害作物を畑にすき込むなどし、新たな作物を作付けした場合に適用)

※上記の支援では、被害作物ごとに補助単価が設定されていますので、購入した農薬代や肥料代等の購入額の全額が補助されない場合があります。

また、補助金の申請額又は決定額が1,000円未満の場合は支給対象になりません。

※補助金の申請額は消費税抜きの金額です。

② 町独自支援策

被害を受けたほ場の面積1,000㎡(10a)に対し3万円を給付

【申請書類】 ※支援①②では申請書類が異なりますので、ご注意ください。

《支援内容①について》

松伏町農業災害対策事業補助金交付申請書等と以下の書類

(1) 支援内容に応じた農薬や肥料、種苗購入に対する領収書の写し（令和4年6月3日以降に購入したものに限り）

(2) 被害程度が分かる書類など（写真等）

※町や農林振興センター、JAで被害調査した作物やほ場の場合、(2)の添付は不要です。農政担当へ確認をお願いします。

(3) 損失（被害）を受けたほ場の位置図

※上記以外に、その他必要と認める書類の提出を求める場合があります。

《支援内容②について》

松伏町降ひょう被害支援金交付申請書兼請求書と以下の書類

(1) 被害程度が分かる書類など（写真等）

※町や農林振興センター、JAで被害調査した作物やほ場の場合、(1)の添付は不要です。農政担当へ確認をお願いします。

(2) 損失（被害）を受けたほ場の位置図

※上記以外に、その他必要と認める書類の提出を求める場合があります。

【申請期間】 令和4年8月8日(月)から令和4年9月30日(金)まで

【問合せや申請受付】 松伏町環境経済課 農政担当

電話：048-991-1853（直通）